

## 第2部 資 料（付録）



第 1

国 語 審 議 会

国 語 問 題 要 領

昭 和 25 年 6 月

文 部 省

## まえがき

昭和 24 年 6 月、文部省設置法に基いて新しく設置された国語審議会は、文部大臣の諮問に応ずることを主とした従来の国語審議会とは異なり、民主的・自主的に国語政策の立案審議を進めることになった。そこで、具体的な諸問題に着手するにあたって、新しい国語審議会の性格と方針を明確にするとともに国語の現状と国語における問題となるべき点がどこにあるかを客観的に見わたす必要を痛感したので、国語白書作成の部会を設けて、その原案を作成した。この部会の成案は「国語問題要領」として、25 年 6 月 12 日第 7 回総会で正式に議決され、文部大臣に報告された。

本書は、今後、国語問題の解決が広く各方面の協力により推進されることを念願して、これを公表し印刷に付したものである。

昭和 25 年 6 月

文部省調査普及局国語課長 原 敏 夫

## 目 次

1	国語審議会の性格と任務	49
2	国語の現状の分析	50
(1)	国語を用いるもの	50
(2)	国語の教育	50
(3)	用語	51
(4)	発音	51
(5)	語法および文体	52
(6)	表記法	52
3	国語問題の歴史的展望	54
(1)	国字改良の意見とその実行	54
(2)	国語政策の実施	54
(3)	口語文と話しことば	55
4	国語に関する諸機関	56
5	国語問題審議の基準	57



## 1 国語審議会の性格と任務

ここに国語審議会といふのは、文部省設置法（昭和24年6月法律第146号）によって新たに設けられた機関で、各方面からの推薦に基いた委員で組織し、国語の改善に関するところから、国語教育の振興に関するところから、およびローマ字に関するところ（昭和25年4月追加）について調査審議し、民主的な方法で国語政策を立案するとともに、必要に応じこれを政府に建議するのがその任務である。

およそ言語は、歴史の裏づけをもった社会慣習であるから、法令などによって拘束したからといって、ただちに改善できるものではない。とはいって、現在のわが国語は、歴史的事情によってあまりにも複雑化し、一面、国語教育が不徹底であるために、国語に対する知識や注意がゆきわたらず、それが国民の社会生活や文化の発達にとってさまたげとなっている点も少なくない。したがって、国語の現状に照して将来を見とおし、その改善に積極的な努力を試みることはきわめて必要である。国語審議会は、これらの努力に対し、適正な方向を与えて、これを助成して、国語の改善、国語教育の振興をはかるという使命をもつものである。

そのためには、国民の言語生活の実情を調査し、広い見地に立って問題の所在を突きとめ、政策の基準を立て、あわせてその実現の方法を考える必要がある。政策の実施はもとより政府の責任であるが、国語審議会としては、その審議にあたって独断に陥ることを避け、一般世論の傾向を推察するとともに、各方面の意見に耳を傾け、できるだけ実現可能な具体的方策を練り、建議にあたっては、たとえば試験期間をおくことが必要ならばその考慮をも加えて、政策に弾力性をもたせることも考えなければならない。

## 2 国語の現状の分析

わが国は古来、諸外国の文化を攝取してきたが、それに伴って、日本語とは系統のちがった言語・文字に接する機会が多かった。そして古くは中国、近くはヨーロッパ・アメリカなどの言語・文字を採りいれた結果、ついに今日の複雑多様な国語が形成された。こうして国語問題は、わが国の文化政策としてどうしても避けることのできない重大問題になってきたのである。

### (1) 国語を用いるもの

言語は、書きことばと話すことばとを問わず、これを用いるものと離れては存在しない。したがって国語を用いるものがよくその機能を理解し、それを効果的にしようと心がけることは、国語を改善するための根本ともなるべきものである。すべて言語は思想伝達の手段であるから、正確簡明な表現をとることが必要であり、一方、社会生活を円滑にする上からも、いたずらに相手の感情を刺激したり、相手を疎隔したりするような表現は避けなければならない。言語はまた、それ自身一つの芸術品となるべき性質をもつものであるから、その方向にまで高めてゆく用意も必要である。しかし今のところ、そういう自覚が一般にゆきわたっているとはみとめられない。

### (2) 国語の教育

国語改善の責任はその半ばを教育に求めなければならず、国語政策の実施もまた教育の力によるものが多い。したがって、国語を改善するには、国語教育の任務・目的および内容を明らかにする必要があると同時に、国語行政の系統が確立されなければならない。元来、教育は、過去および現在の文化を受けついでゆく使

命のほかに、その発展として、将来の文化を創造するという使命をもになうものである。自然、国語教育もまたこの二つの使命が遂行されるように計画されなければならないはずであるが、それはまだ満足できるまでになっていない。

### (3) 用語

社会生活が複雑になるにつれて、国語の用語もきわめて豊富となり複雑となってきて、そこに新語や外来語の問題が発生する。元来、新語の増加、外来語の吸収は、社会現象の一つとして避けることのできないものであるが、それがゆきすぎた結果は、さまざまの混乱をひきおこしている。たとえば、

- (イ) 一般にわかりにくい漢語はしだいに減ってきたが、同じ発音で意味のちがうものがまだ行われており、その上、漢字を組み合わせた耳なれないことばがさかんに作られている。「写調」「車券」などはこの例である。
- (ロ) 学術上の専門語についても、同じ概念をあらわす語が、分野によってまちまちなため、一般の理解を困難にしている場合がある。コンスタンントを常数（数学・物理）、恒数（化学）、定数（工学）、不变数（経済）などとしているのはこの例である。
- (ハ) 会話や印刷物を通じて、必要以上に外国語が用いられる一方、すでに常識的に通用している外国語をむりに漢語に訳しかえて、一般の理解をさまたげている場合もある。

### (4) 発音

国語の音韻は、現在では教育の力によって、いわゆる標準音がかなり広く通用するようになっているが、しかし、たとえば、

- (イ) 国語の中には、アクセントによって意味を区別する単語が多いにもかかわらず、地方によっては「ハシ」「カキ」のように高低が逆になっている場合がある。

(口) 一般に国語の音韻についての関心が薄く、そのために(3)の(イ)に述べたように、同じ発音で意味のちがうことばが数多くできて、実際生活上しばしば混乱の種をまいている。なお発声法についての関心も薄く、その知識や訓練がはなはだしく不足している。

#### (5) 語法および文体

これは(3)の用語にも関係することであるが、敬語法があまりにも複雑であり、特に人に関する代名詞の種類の多いことは戦後しばしば問題になった。これは一面、社会生活の反映であると同時に、社会生活と言語とのずれに基くものであって、教育上重要問題の一つといわれる。

また、標準語は、これまで東京の教養ある社会のことばを取りあげるようにいわれてきたが、その標準にもあいまいな点がある。書きことばの場合に、文学語として用いられる口語文体は、ほぼ安定したとみとめてよいが、実用文の問題、話しことばとしての標準語や方言の問題、また、対話・講演・演劇・映画・放送などにわたる諸問題については、まだ考えなければならない点が多い。

#### (6) 表記法

国語の表記法はきわめて複雑である。

(イ) 現在わが国で広く行われている文字は、漢字・ひらがな・かたかな、およびローマ字の4種である。数字としては、漢字のほか、主としてアラビア数字、時にはローマ数字が用いられている。また科学の記号としてギリシア文字を用いることもあるが、これは特別な場合である。

(ロ) 国語の表記法としてもっとも広く行われているのは、漢字かなまじり文である。かなは、普通にはひらがなが用いられて

いる。

(イ) かたかなは、これまで漢字をまじえて公用文・学術論文などに用いられていたが、現在では、主として外来語や外国の固有名詞を書きあらわす場合と、擬声語などの場合とに用いられる。なお、意味を強めたり、見た目をきわだたせたりするために、かたかなを混用することもある。また、電信文にはかたかなが専用されているほか、国語表記の方法としてかたかなだけを採用しているものもある。

(ロ) ローマ字は、外国語表記のため、しばしば漢字かなまじり文の中に混用され、また駅名の標示や看板などにも用いられるが、一方、国語表記の方法としてローマ字だけを採用しているものもあり、義務教育期間中にはローマ字の学習や、ローマ字による教科指導も行われている。いま、一般に通用しているローマ字のつづりかたにも、いわゆる訓令式・日本式・標準式の3種がある。

(ハ) 漢字とかなとによる表記法は、一般に右縦書きであるが、左横書きも行われているし、また分ち書きを主張するものもある。

(ヘ) 送りがな・くぎり符号（句読点）などについても、人によつて使いかたがまちまちになっている。

昭和 23 年 (1948) に行われた読み書き能力調査委員会の調査によれば、文盲はわずか 1.7% という少ない率であるが、今の社会生活に必要な能力をもっているとみとめられたのは、国民の 6.2% にすぎず、その原因として、国語が複雑なこと、特に漢字のむずかしいことが指摘されている。また、昭和 21 年 (1946) アメリカの教育使節団から提出された報告書の中にも、国語の表記法が複雑なために、文化の向上がさまたげられている事実に対し、強い関心が示されている。このように表記法が複雑であっては、タイプライタを用いて印刷したりする場合に、いちじるしく能率を害することも当然

で、これがまた、さまざまの国字改良論にとって根強いよりどころの一つとなっている。

ただ、いわゆる漢字制限が行わたてから、特に国字の問題が国語問題の中心になったように見られているが、これは、広く国語一般に関係するものとして考える必要があり、漢字を制限することも漢語と切りはなして考えるわけにはゆかない。

以上の簡単な分析によっても、国語・国字が複雑多様であり、また、混乱していることは明らかである。

### 3 国語問題の歴史的展望

#### (1) 国字改良の意見とその実行

近代になって国字のために発表された意見としては、慶応2年(1866)に前島密<sup>ひそか</sup>が建白した漢字御廢止之義<sup>の</sup>が最初であり、これが動機となってローマ字論やかな専用論が現われ、明治16年(1883)にはかのくわいが作られた。今のカナモジカイ(大正9年、1920—)の運動は、この考え方の系統を引いたものである。

漢字の全廃は、現実の問題として実行が困難であるという理由から、別に漢字節減論が現れたのも明治初期のことである。福沢諭吉、矢野文雄などはその代表的な論者であり実行者であった。

ローマ字採用の意見は、明治2年(1869)南部義籌の修國語論の主張に始まり、17年(1884)には羅馬字会<sup>ローマ</sup>が作られ、後にローマ字ひろめ会(明治38年、1905—)と日本ローマ字会(大正10年1921—)とが設けられた。

このほか、明治初期以来、新しい文字を考案したものもありあるが、それは行われなかつた。

#### (2) 国語政策の実施

政府は、早く国語問題の重要性をみとめ、明治35年(1902)文

文部省に国語調査委員会を設けて、この問題の解決に着手した。さらに大正 10 年 (1921) には臨時国語調査会を設け、12 年 (1923) に常用漢字表、14 年 (1925) に仮名遣改定案を発表した。これとともに国語問題に対する社会の関心もしだいに高まり、特に昭和 6 年 (1931) には、以上の二つを修正して作った案を国定教科書に採用しようとして、はげしい反対にあい、社会的に大きな反響を呼んだ。

ついで昭和 9 年 (1934) には、国語審議会が文部大臣の国語改善に関する諮問機関として設けられ、昭和 17 年 (1942) には、この審議会の手で標準漢字表・新字音仮名遣表が発表されたが、一般に行われるようにはならなかった。

戦後になってこの審議会は、従来の国語改善に関する成績を検討して、昭和 21 年 (1946) には当用漢字表・現代かなづかいを決定し、別に義務教育のための当用漢字別表、当用漢字音訓表、つづいて当用漢字字体表を決定した。これらはすべて政府によって採択され、内閣訓令ならびに告示として公布された。そしてそれが、法令・公用文・教科書に実行される一方、一般の新聞・雑誌など多くはこれと歩調を合わせている。なお、昭和 24 年 (1949) には、中国の地名・人名を現代の中国標準音によってかな書きにする案が発表された。

ローマ字についても、政府は、教育上・学術上または国際関係上そのつづり方統一の必要をみとめ、早く昭和 5 年 (1930) に臨時ローマ字調査会を設けてその審議に着手し、昭和 12 年 (1937) 内閣訓令としてその方式を発表した。

### (3) 口語文と話すことば

書きことばを口語に近づけようとする、いわゆる言文一致の運動や標準語の問題も明治初年におこった。やがて言文一致は文芸作品と教科書とに実現され、今日の口語文にまで発展した。特に戦後、

日本国憲法が公布されてからは、官庁の文書もおいおい口語に改められるようになった。

いわゆる標準語は、義務教育に用いられる国語教科書や放送などを通じてしだいに全国にゆきわたってきたが、話しことばについては、社会生活の上からも、国語教育の上からも、従来その重要性があまりみとめられず、指導の点にも具体的な方策が確立されていない。

#### 4 国語に関する諸機関

現在、主として国語問題に關係ある政府機関としては、国語審議会のほか、国立国語研究所および文部省調査普及局国語課などがある。

国立国語研究所は、国語および国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、国語の合理化にむかって確実な基礎をきずくために設けられたもので、現代の国語、国語の歴史的発達、国語教育、公衆に対する言語などの調査研究のほか、国語政策の立案に参考となる資料を作ることもその事業の一つとなっている。

文部省調査普及局国語課は、国語審議会の事務を処理し、審議会が必要とする資料の収集整理などについて技術的援助を行うとともに、国語改善に関する政策について企画し、関係の政府機関ならびに民間各方面とも連絡してその普及にあたる。また、公用文の改善、ローマ字およびローマ字教育に関することがらを取り扱い、かねて国立国語研究所に関する事務をも処理している。

なお、国語の学術的研究は各大学の研究室などで行われ、国語の改善は民間各団体の手で推進されるなど、関係する範囲はきわめて広い。

## 5 国語問題審議の基準

以上に述べたような国語の現状と国語問題の歴史とから見て、新しい国語審議会がその任務をつくすためには、国語の理想的なありかたについて、たえず現実に立脚しながら、慎重に考慮しなければならない。それについては、まず次のようなことが考えられる。

義務教育を容易にできるかどうか。国語の学習は義務教育の基礎であり、国語教育の目的は、国語による表現を確実にし、理解の能力を進め、社会生活にさしつかえないようにすることである。国語を覚えるために、児童や生徒にむりな負担がかかることは避けなければならない。

一般の言語生活、特に文字の使用と理解とを能率化することができるかどうか。文化の向上が、少数のすぐれた人たちを必要とすると同時に、一般の水準を高めることももちろん必要であって、多くの人々が容易にまた正確に、理解したり話したり書いたりできるよう方向づけなければならない。特にその方法は、あくまでも現実に即した、実行可能のものでなくてはならない。

公衆に対する言語として適用できるかどうか。公衆に対する言語は、新聞・公用文などのように文字によるものと、講演・放送などのように音声によるものとに分けられる、文字によるものについては、印刷などに関する諸問題を考えに入れることもちろんあり、字体のこととも研究しなければならない。

文化を創造したり受けついだりするのに、どんな影響を与えるか。これまでの文化遺産を受けつぐ一方、創作の自由をもさまたげないためには、国語教育のありかたや国語改善の方針などについてたえず反省する必要がある。しかも、これは決して単独な問題ではなく、前に述べた諸問題とたがいに関連させて適切な判断をくださいなければならない。

国語審議会は、およそ以上のような諸条件のもとに、現在考えられる限りのいろいろな立場を、できるだけ客観的に取りあげて議題とし、それをまずそれぞれの部会で討議し、その結果を少数意見とともに総会に提出する。総会ではさらにそれを検討し、なお順次に新しい議題を決定してゆく。

会議は原則として公開であるが、必要に応じて懇談会のようなものを開くことも考えられる。議決の結果は、その実施を政府に建議するばかりでなく、広く世論に訴え、一般社会の協力による文化運動として強く推進してゆかねばならない。

(おわり)

第 2

これから の 敬語

昭和 27 年 5 月

文 部 省

国語審議会では、かねて敬語の用い方について審議していましたが、昭和 27 年 4 月 14 日、第 14 回総会で「これから  
の敬語」を議決し、これを文部大臣に建議しました。この小冊子はそれを印刷したものです。

国語改善の実をあげるため、その趣旨が広く普及徹底するよ  
う、各方面の協力を望むしたいあります。

昭和 27 年 5 月

文部省調査普及局国語課長 原 敏夫

## 目 次

まえがき	62
基本の方針	63
1 人をさすことば	64
(1) 自分をさすことば	64
(2) 相手をさすことば	64
2 敬 称	64
3 「たち」と「ら」	65
4 「お」「ご」の整理	65
(1) つけてよい場合	65
(2) 省けば省ける場合	66
(3) 省くほうがよい場合	66
5 対話の基調	66
6 動作のことば	67
7 形容詞と「です」	67
8 あいさつ語	67
9 学校用語	68
10 新聞・ラジオの用語	68
11 皇室用語	69
12 むすび	70

## まえがき

この小冊子は、日常の言語生活における最も身近な問題を取り上げて、これからはこうあるほうが望ましいと思われる形をまとめたものである。

これからの敬語についての問題は、もちろんこれに尽きるものではない。元来、敬語の問題は単なることばの上だけの問題でなく、実生活における作法と一体をなすものであるから、これらの敬語は、これらの新しい時代の生活に即した新しい作法の成長とともに、平明・簡素な新しい敬語法として健全な発達をとげることを望むしたいである。

## 基本の方針

1

これまでの敬語は、旧時代に発達したままで、必要以上に煩雑な点があった。これから敬語は、行きすぎをいましめ、誤用を正し、できるだけ平明・簡素にありたいものである。

2

これまでの敬語は、主として上下関係に立って発達してきたが、これから敬語は、各人の基本的人格を尊重する相互尊敬の上に立たなければならない。

3

女性のことばでは、必要以上に敬語または美称が多く使われている（たとえば「お」のつけすぎなど）。この点、女性の反省・自覚によって、しだいに純化されることが望ましい。

4

奉仕の精神を取り違えて、不当に高い尊敬語や、不当に低い謙そん語を使うことが特に商業方面などに多かった。そういうことによって、しらずしらず自他の人格的尊厳を見うしなうことがあるのははなはだいましむべきことである。この点において国民一般の自覚が望ましい。

## 1 人をさすことば

### (1) 自分をさすことば

- 1) 「わたし」を標準の形とする。
- 2) 「わたくし」は、あらたまつた場合の用語とする。  
付記 女性の発音では「あたくし」「あたし」という形も認められるが、原則としては、男女を通じて「わたし」「わたくし」を標準の形とする。
- 3) 「ぼく」は男子学生の用語であるが、社会人となれば、あらためて「わたし」を使うように、教育上、注意をすること。
- 4) 「じぶん」を「わたし」の意味に使うことは避けたい。

### (2) 相手をさすことば

- 1) 「あなた」を標準の形とする。
- 2) 手紙（公私とも）の用語として、これまで「貴殿」「貴下」などを使っているのも、これからは「あなた」で通用するようになりたい。
- 3) 「きみ」「ぼく」は、いわゆる「きみ・ぼく」の親しい間がらだけの用語として、一般には、標準の形である「わたし」「あなた」を使いたい。したがって「おれ」「おまえ」も、しだいに「わたし」「あなた」を使うようにしたい。

## 2 敬 称

- 1) 「さん」を標準の形とする。
- 2) 「さま（様）」は、あらたまつた場合の形、また慣用語に見られるが、主として手紙のあて名に使う。  
将来は、公用文の「殿」も「様」に統一されることが望ましい

- 3) 「氏」は書きことば用で、話しことば用には一般に「さん」を用いる。
- 4) 「くん（君）」は男子学生の用語である。それに準じて若い人に対して用いられることがあるが、社会人としての対話には、原則として「さん」を用いる。  
付記 議会用語の「某君」は特殊の慣用語である。
- 5) 職場用語として、たとえば「先生」「局長」「課長」「社長」「専務」などに「さん」をつけて呼ぶには及ばない（男女を通じて）

### 3 「たち」と「ら」

- 1) 「たち」は、たとえば「わたしたち」というふうに、現代語としては、自分のほうにつけてよい。
- 2) 「ら」は書きことばで、たとえば「A氏・B氏・C氏ら」というふうに、だれにも使ってよい。

### 4 「お」「ご」の整理

#### (1) つけてよい場合

- 1) 相手の物事を表わす「お」「ご」で、それを訳せば「あなたの」という意味になるような場合。たとえば，  
お帽子は、どれでしょうか。  
ご意見は、いかがですか。
- 2) 真に尊敬の意を表わす場合。たとえば，  
先生のお話      先生のご出席
- 3) 慣用が固定している場合。たとえば，  
おはよう      おかげ      おたまじゃくし  
ごはん      ごらん      ごくろうさま  
おいでになる（すべて「お——になる」の型）

ごらんになる（すべて「ご——になる」の型）

- 4) 自分の物事ではあるが、相手の人に対する物事である関係上、  
それをつけることに慣用が固定している場合。たとえば、  
お手紙（お返事・ご返事）をさしあげましたが  
お願い お礼 ご遠慮  
ご報告いたします

### (2) 省けば省ける場合

女性のことばとしては「お」がつくが、男子のことばとしては省いていえるもの。たとえば、

[お]米 [お]菓子 [お]茶わん [お]ひる

### (3) 省くほうがよい場合

たとえば、

(お)チヨッキ (お)くつした (お)ビール

(ご)芳名 (ご)令息 (ご)父兄

(ご)調査された（これは「調査された」または「ご調査になつた」が正しい。）

ご卒業された（これは「卒業された」または「ご卒業になつた」が正しい。）

## 5 対 話 の 基 調

これから対話の基調は「です・ます」体としたい。

付記 これは社会人としての一般的対話の基調を定めたものであって、講演の「であります」や、あらたまつた場合の「ござります」など、そのほか親愛体としての「だ」調の使用を制限するものではない。

## 6 動作のことば

動詞の敬語法には、およそ三つの型がある。すなわち、

型 語例	I	II	III
書く	書かれる	お書きになる	(お書きあそばす)
受ける	受けられる	お受けになる	(お受けあそばす)

第1の「れる」「られる」の型は、受け身の言い方とまぎらわしい欠点はあるが、すべての動詞に規則的につき、かつ簡単でもあるので、むしろ将来性があると認められる。

第2の「お——になる」の型を「お——になられる」という必要はない。

第3の型は、いわゆるあそばせことばであって、これからの中明・簡素な敬語としては、おいおいにすたれる形であろう。

## 7 形容詞と「です」

これまで久しく問題となっていた形容詞の結び方——たとえば、「大きいです」「小さいです」などは、中明・簡素な形として認めてよい。

## 8 あいさつ語

あいさつ語は、慣用語句として、きまった形のままでよい。たとえば、

(おはよう。  
おはようございます。

(おやすみ。  
(おやすみなさい。

いただきます。  
ごちそうさま。

(いってきます。  
(いってまいります。  
いってらっしゃい。

## 9 学 校 用 語

1) 幼稚園から小・中・高校に至るまで、一般に女の先生のことばに「お」を使いすぎる傾向があるから、その点、注意すべきであろう。たとえば、

(お) 教室 (お) チョーク (お) つくえ  
(お) こしかけ (お) 家事

2) 先生と生徒との対話にも、相互に「です・ます」体を原則とすることが望ましい。

付記 このことは、親愛体としての「だ」調の使用をさまたげるものではない。

3) 戦前、父母・先生に対する敬語がすべて「おっしゃった」「お——になった」の式であったのは少し行きすぎの感があった。戦後、反動的にすべて「言った」「何々した」の式で通すのもまた少し行きすぎであろう。その中庸を得たいものである。たとえば「きた」でなく「こられた」「みえた」など。

## 10 新聞・ラジオの用語

新聞・ラジオの用語として、いちばん問題になるのは、敬称のつけ方である。

それについて、

- 1) 一般に文章・用語がやさしくなり、それにしたがつて敬称も「さん」が多く使われる傾向があるのは妥当である。
- 2) 政治的記事における「氏」の用法も妥当であるが、一面社会的記事において「翁・女史・くん・ちゃん」そのほかの敬称・愛称を、その時、その場、その人、その事による文体上の必要に応じて用いることは認めざるを得ない。
- 3) 犯罪容疑者に関する報道でも、刑が確定するまでは敬称をつけるのが理想的であるが、たとえば現行犯またはそれに準ずるものなどで、社会感情の許さないような場合に、適宜、これを省略することがあるのもやむを得ないと認められる。
- 4) 次のような場合には敬称をつけないでよい。

青山荘アパート（責任者甲野乙雄）

## 11 皇室用語

これまで、皇室に関する敬語として、特別にむずかしい漢語が多く使われてきたが、これからは、普通のことばの範囲内で最上級の敬語を使うということに、昭和 22 年 8 月、当時の宮内当局と報道関係との間に基本的了解が成り立っていた。その具体的な用例は、たとえば、

「玉体・聖体」は「おからだ」

「天顏・龍顏」は「お顔」

「宝算・聖寿」は「お年・ご年齢」

「叡慮・聖旨・宸襟・懿旨」は「おぼしめし・お考え」などの類である。その後、国会開会式における「勅語」は「おことば」となり、ご自称の「朕」は「わたくし」となったが、これを今日の報道上の用例について見ても、すでに第 6 項で述べた「れる・られる」の型または「お——になる」「ご——になる」の型をとって、

平明・簡素なこれからの敬語の目標を示している。

## 12 むすび

一般に、社会人としての対話は、相互に対等で、しかも敬意を含むべきである。

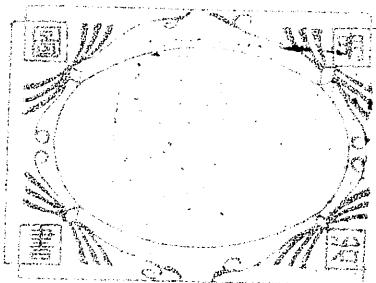
この点で、たとえば、公衆と公務員との間、または各種の職場における職員相互の間のことばづかいなども、すべて「です・ます」体を基調とした、やさしい、ていねいな形でありたい。

戦後、窓口のことばや警察職員のことばづかいなどが、すでにこの線に沿って実践されているが、これからも、いっそうその傾向が普遍化することが望しい。

国語シリーズ 26

国語問題問答

第3集



MEJ 4069

昭和30年3月20日印刷 昭和30年3月30日発行

著作権有 文部省  
所 東京都中央区入船町3の3  
発行者 藤原政雄  
東京都板橋区志村町1の1  
印刷者 鈴木森吉  
(日興印刷株式会社)

東京都中央区入船町3丁目3番地  
発行所 明治図書出版株式会社  
電話築地(55)4970 振替東京 151318

定価20円